

平成29年度 市民相談窓口のご案内

相談は適切な助言やアドバイスが目的で、解決については相談者ご自身で行うことを理解したうえでご利用ください。

場所	相談種別	相談日					相談時間	相談内容	相談担当者
		月	火	水	木	金			
		午前/午後	午前/午後	午前/午後	午前/午後	午前/午後			
岐阜市役所本庁舎 (低層部2階) 市民相談室	市政						午前8時45分 ～午後5時30分	市政に対する要望・意見(担当部署の案内)	市職員
	くらしの相談						午前9時～正午	くらしの中での法的な問題(離婚、親子関係など)	くらしの相談員
	交通事故相談							交通事故の示談、慰謝料、損害賠償など	
	労働なんでも						午後1時～4時	労働に関する相談や社会保険などの手続きに関すること	社会保険労務士
	職業						午前9時～正午 午後1時～4時30分	就職に関すること	職業相談員
	法律(予約制)							民事、家事、刑事などの法律問題 (1人20分で予約が必要です)	弁護士
	行政						午後1時～4時	国の行政機関などに対する要望・意見	行政相談委員
	人権							いじめや差別など人権に関すること	人権擁護委員
	不動産			毎月第1～4火曜日				不動産の取引・管理に関するトラブルや困りごと	宅地建物取引士
	心配ごと							家庭などでの困りごとや心配ごと	民生委員・児童委員
	建築			毎月第1・3水曜				新築・増築の諸問題、耐震診断など	建築士
	税務							所得税、相続税、贈与税などの税金に関すること	税理士
	登記							相続、不動産などの登記、供託など	司法書士
	土地境界				毎月第2・4木曜日			土地の境界線(筆界)や土地・建物の調査・測量・表題登記に関すること	土地家屋調査士
	公証					毎月第4金曜日		遺言、契約などを公正証書にするための方法	公証人
結婚						午前9時30分～正午 午後0時45分～3時		結婚を希望する人の相談、紹介 ※岐阜市結婚相談所 ☎262-2058 (直通・相談日のみ)	結婚相談員

くらしの相談・交通事故相談・職業相談は相談員の都合によりお休みすることがあります。



相談日

【問い合わせ】 市民相談室 ☎ 214-6028 (直通)